

別添資料3

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称） (案)

平成27年3月
三重県教育委員会

目 次

1	三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定	
(1)	策定の経緯	1
(2)	特別支援教育全般の現状と課題	1
(3)	計画の期間	3
2	インクルーシブ教育システムの推進	
(1)	早期からの一貫した支援の推進	4
(2)	就学前の取組	6
(3)	就学相談・就学先決定のあり方	7
(4)	連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮	9
(5)	発達障がい等のある児童生徒への対応	11
3	特別支援学校における教育の推進	
(1)	個々のニーズに応じた教育の充実	12
(2)	キャリア教育の推進	15
(3)	今後のセンター的機能のあり方	17
(4)	交流および共同学習の充実	19
(5)	医療的ケアの取組	20
(6)	盲学校および聾学校のあり方	21
4	小中学校における特別支援教育の推進	
(1)	通常の学級における特別支援教育の推進	22
(2)	通級による指導の充実	24
(3)	特別支援学級における教育の充実	27
5	高等学校における特別支援教育の推進	
(1)	発達障がい等のある生徒への対応	31
(2)	個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実	33
(3)	教育課程と授業の充実	35
6	教員の専門性の向上	37
7	特別支援学校の整備	
(1)	これまでの計画に示された整備について	40
(2)	今後の整備について	41

資 料

【資料1】特別支援教育にかかる制度等の経緯	3
【資料2】「インクルーシブ教育システム」の定義	3
【資料3】情報引継ぎツール	5
【資料4】障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）	8
【資料5】義務教育段階の連続性のある「多様な学びの場」	10
【資料6】合理的配慮と基礎的環境整備の関係	10
【資料7】県立特別支援学校の教育部門・在籍者数および配置図	14
【資料8】県立特別支援学校在籍者数の推移	14
【資料9】県立特別支援学校高等部および高等部専攻科卒業後の進路状況	16
【資料10】県立特別支援学校のセンター的機能に基づく支援件数の推移	18
【資料11】特別支援学校のセンター的機能について	18
【資料12】県立特別支援学校の交流および共同学習の実施回数の推移	19
【資料13】医療的ケアについて	20
【資料14】通級による指導における障がいの種類および程度について	25
【資料15】通級による指導の形態について	26
【資料16】三重県の公立小中学校における通級指導教室在籍者数および設置学級数の推移	26
【資料17】三重県の公立小中学校特別支援学級在籍者数および設置学級数の推移	28
【資料18】特別支援学級における特別の教育課程の編成について	28
【資料19】三重県の公立小中学校における体制整備状況	29
【資料20】「高等学校支援ハンドブック」について	33
【資料21】三重県立高等学校における体制整備状況	34
【資料22】学習指導要領の障がいのある生徒の指導における配慮事項等について	36
【資料23】特別支援教育における校長の役割について	39

1 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定

（1）策定の経緯

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。国においても、同条約の批准に向けて国内法等の整備が進められ、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「分科会報告」という。）が示されました。そして、平成26年1月には、障害者権利条約が批准されました。このように障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しています。（資料1参照）

また、三重県教育委員会では、平成18年度に「三重県における特別支援教育の推進について」を策定し、平成19年度から施策を推進してきました。平成25年3月には「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（以下「第二次実施計画（改定）」という。）を策定し、特別支援学校の整備を進めています。

障害者権利条約の批准、法令の改正や分科会報告が示されたこと、第二次実施計画（改定）が、平成26年度までの計画であること等により、本県における今後の特別支援教育にかかる新たな計画を策定する必要があります。

（2）特別支援教育全般の現状と課題

障害者権利条約には、インクルーシブ教育システムが、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられるうこと、個人に必要な合理的配慮¹が提供されること等が必要であると示されています。（資料2参照）

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据え、最も的確に応える学びの場において教育を行い、指導を一層充実していくことが、それぞれの学校や教

¹ 合理的配慮：「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と、分科会報告で定義されている。（P10【資料6】参照）

員に求められています。

これらのことから、障がいのある子どもたちの教育については、通常の学級、通級による指導²、特別支援学級³、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場⁴による指導・支援を推進していく必要があります。

その際、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかが最も本質的な視点となることを念頭に置く必要があります。

このように、特別支援教育を取り巻く状況が大きな変化を遂げる中、本県の障がいのある子どもたちの状況としては、全国的な傾向と同様に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。特に小中学校の通常の学級や高等学校において発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実が課題となっており、教員の専門性の向上が求められています。

また、本県ではこれまで特別支援教育を推進するための体制整備に取り組み、その結果、すべての公立小中学校および高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターが指名されてきました。しかしながら、小中学校の通常の学級や高等学校における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が喫緊の課題となっています。加えて、幼稚園、保育所等から小学校、そして中学校、高等学校に至るまで支援情報が各校種間で円滑に引き継がれる体制の整備を進める必要があります。

一方、特別支援学校の整備については、第二次実施計画（改定）に基づき校舎の整備等を進めるとともに、スクールバスの計画的な配備により通学手段の確保を図ってきました。また、個に応じたきめ細かな指導と計画的・組織的なキャリア教育の推進など、教育内容の充実に努めてきました。このように教育環境の充実が進む中、特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加しており、施設の狭隘化等への対応が課題となっています。

² 通級による指導（通級指導教室）：小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行なながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための指導で、その特別な場を通級指導教室という。（P24 参照）

³ 特別支援学級：小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別な支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。（P27 参照）

⁴ 連続性のある多様な学びの場：インクルーシブ教育システムにおいて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的な学びの場として、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校がある。（P10 【資料5】参照）

(3) 計画の期間

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」は平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

【資料1】特別支援教育にかかる制度等の経緯

平成17年 4月	発達障害者支援法の施行
平成19年 4月	改正学校教育法の施行
平成20年 3月	幼稚園教育要領および小中学校学習指導要領の改訂
平成21年 3月	特別支援学校および高等学校学習指導要領の改訂
平成23年 8月	障害者基本法の改正・施行
平成24年 7月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成25年 6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定 (平成28年4月施行)
平成25年 9月	学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行
平成26年 1月	障害者の権利に関する条約の批准

【資料2】「インクルーシブ教育システム」の定義

分科会報告には、「インクルーシブ教育システム」の定義として、以下のように示されています。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

2 インクルーシブ教育システムの推進

（1）早期からの一貫した支援の推進

現状と課題

本県では、障がいのある子どもの自立と社会参加を実現するため、早期からの一貫した支援の提供や、子どもへの支援に必要な情報を引き継ぐためのツールであるパーソナルカルテ⁵の普及を進めています。

保護者の子育てにおける不安に早期に対応した相談の実施や、支援情報を途切れなく引継ぐ体制の構築のために、パーソナルカルテの活用をさらに進める必要があります。

幼稚園・保育所等や小中学校、高等学校、特別支援学校では、個別の教育支援計画等の作成・活用を推進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

早期からの一貫した支援を充実させるためには、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携をさらに進めることや、障がいのある子どもに対する支援について社会全体の关心や意識を高めることが求められています。

今後の取組

早期からの子どもへの対応については、子どもの行動や発達上の課題を解決するという視点に加え、子どもの障がいの状況を把握し、持てる力に応じた必要な支援を行うという視点や、できることを増やしたり伸ばしたりするという視点を大切に取組を進めます。

各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能⁶の充実や、卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働

⁵ パーソナルカルテ：本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。（P5【資料3】参照）

⁶ ワンストップ型の相談機能：子どもの発達の悩みや支援に関する制度等の相談に対して、各市町の保健・福祉・教育等の関係機関が同じ窓口で一元的に対応できる相談機能のこと。

等の関係機関に働きかけます。

保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用することで、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校、特別支援学校に加え、関係機関との間で、必要な情報が確実に引き継がれるよう、体制の整備に向けて、市町等教育委員会と連携を進めます。

小中学校や高等学校での個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用について、市町等教育委員会とともに課題を把握し、促進を図ります。

早期からの適切な支援を行うために、医療や心理などの専門職の活用を図るとともに、保育や子育て支援にかかる関係機関があらゆる機会を通して特別支援教育にかかる理解啓発を図るよう、市町等教育委員会や関係機関に働きかけます。

【資料3】情報引継ぎツール

情報引継ぎツールの作成は、障がいのある子どもの教育や支援を進めるうえで重要です。県教育委員会では、子どもの情報や支援内容をファイルとしてまとめるパーソナルカルテを作成し、平成24年度からパーソナルカルテ推進強化市町を順次指定し、県内29市町において活用が図られるよう取組を進めています。

なお、パーソナルカルテと同様の機能をもつ、市町が独自に作成した情報引継ぎツールを活用している所もあります。

パーソナルカルテは、県教育委員会特別支援教育課 Web ページからダウンロードできます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHIENKYO/HP/others/sonota.htm>



(2) 就学前の取組

現状と課題

本県では、多くの幼稚園・保育所等において、障がいのある子どもが障がないのない子どもとともに活動する中で、就学に向けての基礎的な力を養っています。また、個別の指導計画や三重県立小児心療センターあすなろ学園によるC L M (Check List in Mieチェック・リスト・イン三重)⁷等の作成・活用も進められています。しかし、小学校入学後の支援につながりにくい子どももいます。

教員や保育士は、障がいのある子どもへの支援はもとより、保護者との信頼関係を築きながら、保護者の気づきを促し、保護者の子育てへの意欲を高め、就学後の支援につなげる役割を担っていますが、さらに適切な支援の実施や、保護者の理解が十分に得られていない子どもへの対応が必要です。

障がいのある子どもに対して、保護者だけでなく、まわりの人たちがよりよいかかわり方ができるよう、障がいに対する理解を進める必要があります。

今後の取組

幼稚園・保育所等の教員や保育士が、障がいのある子どもの特性や支援方法を理解し、保護者、地域、関係機関等と適切に連携する力を高める必要があるため、個別の指導計画やC L M等の支援ツールを活用し、市町関係部局における専門性の向上の取組を促します。

障がいのある子どもたちが、小学校や特別支援学校に就学後、円滑に学校生活が始まられ、十分な教育や支援が受けられるよう、市町におけるパーソナルカルテ等の活用を支援します。

教員や保育士は、保護者の気持ちに寄り添った支援を進めながら、市町等教育委員会における就学相談につなげるとともに、まわりの保護者や地域の人たちに対して、障がいや支援についての理解啓発を図ります。

⁷ C L M : チェック (C) リスト (L) in 三重 (M) は、保育所・幼稚園に通う気になる子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために、「三重県立小児心療センターあすなろ学園」で開発されたアクセスメントツール。C L Mの活用においては「個別の指導計画」の作成が必須となっている。

（3）就学相談・就学先決定のあり方

現状と課題

学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月1日施行）により、就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校に原則就学する、という従来の就学先決定の仕組みから、市町等教育委員会が、その障がいの状態、支援の内容、体制整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえ総合的な観点から就学先を決定する、仕組みへと改められました。（資料4参照）

しかしながら本県では、同施行令の改正前から、小中学校の特別支援学級や特別支援学校への就学については、本人・保護者の意見を尊重し、総合的な観点から決定しており、今後も就学先決定のあり方が大きく変わることはありませんが、就学相談を進めるにあたっては合理的配慮の提供についての検討が必要です。

同施行令では就学時に決定した学びの場についても、固定したものではなく、子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学できるよう改められましたが、運用にあたっては、本人・保護者や学校運営に混乱や支障をきたさないよう留意することが必要です。

今後の取組

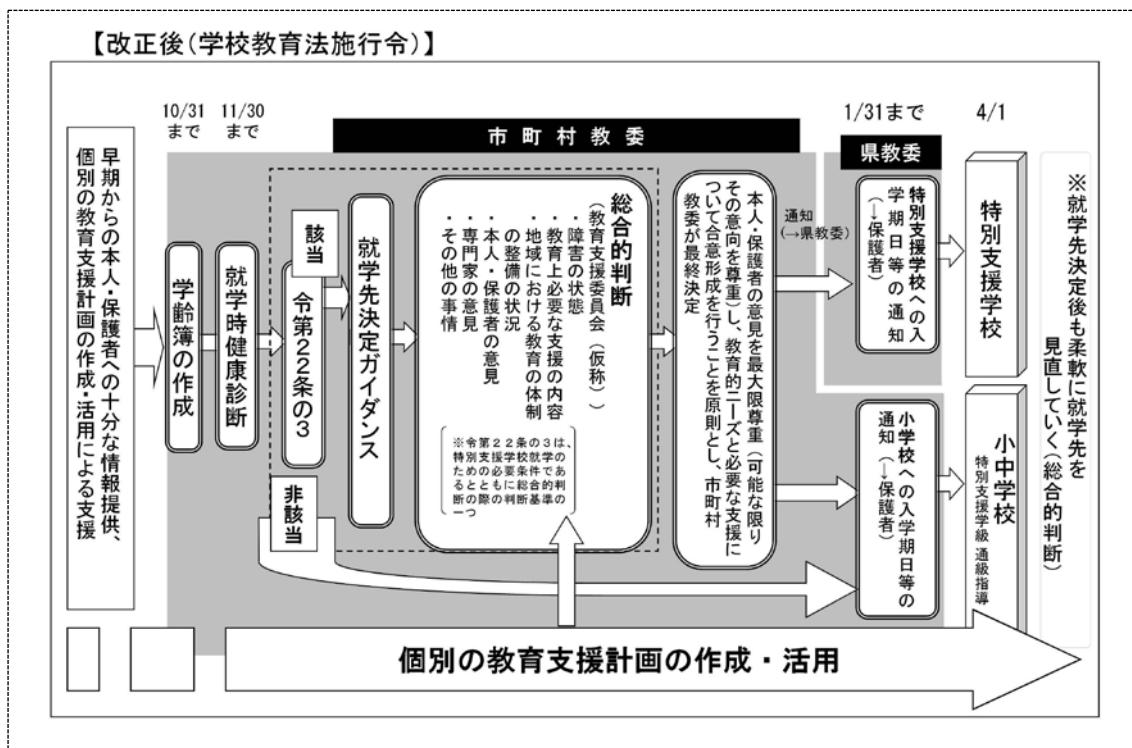
障がいのある子どもの就学先の決定にあたっては、可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが重要です。

これまで以上に県教育委員会と市町等教育委員会が緊密な連携と情報共有を行い、以下のことに留意しながら、子どもの適切な就学を図ります。

- ① 本人・保護者に対する十分な情報提供を行うとともに、その意見を最大限尊重し、本人・保護者の気持ちに寄り添い、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、最も適切な学びの場を就学先として市町等教育委員会が決定します。その際、合理的配慮について具体的に提案し、本人・保護者と合意形成を図る必要があります。

- ② 障がいの状態に応じた合理的配慮については、学校や学校の設置者が個々に提供することが求められますが、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことから、そのことを踏まえ就学先を決定する必要があります。また、学校の設置者による基礎的環境整備⁸についても同様です。
- ③ 就学先の見直しについては、十分な教育の提供、教育や支援の継続性の確保、環境の変化による本人・保護者の負担、学校運営への影響などを考慮する必要があることから、新年度からの転学に向けて、計画的に進めていくことを原則とします。(資料4参照)

【資料4】障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



出典：文部科学省資料より

⁸ 基礎的環境整備：障がいのある子どもの支援において、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を基礎的環境整備という。（P10【資料6】参照）

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮

現状と課題

本県では、発達障がいを含むすべての障がいのある子どもの教育的ニーズに応えるため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における指導といった多様な学びの場による特別支援教育を推進しています。(資料5参照)

小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への支援や、その担当教員への指導・助言等について、特別支援教育コーディネーターの役割が重要なことから、さらなる専門性の向上が必要です。

また、特別支援教育コーディネーターが担当教員への指導・助言や関係機関との調整等に費やす時間的な負担等が大きいことから、引き続き人的支援の充実に努めることが求められます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場でともに学ぶことを目指すため、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるための合理的配慮の提供とその基礎となる環境整備(基礎的環境整備)を進める必要があります。(資料6参照)

今後の取組

多様な学びの場の整備を進めます。その際、支援の必要な児童生徒が、通常の学級で充実した学習を進めるために、通級による指導は、連続性のある多様な学びの場のキーポイントとなる指導形態と考えられることから、その充実や有効な活用について検討します。

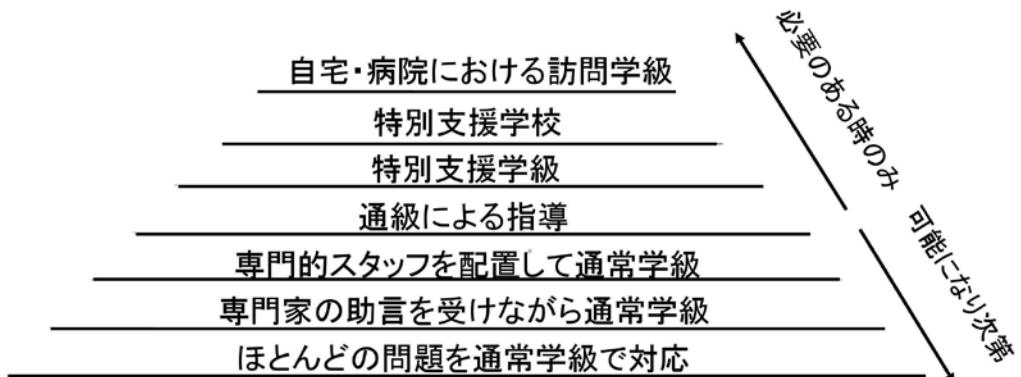
合理的配慮の提供を進めるため、特別支援教育コーディネーターや通級指導教室の担当者が、通常の学級の担任等へ指導・助言できるよう、専門性の向上を図ります。

また、担当教員への指導・助言や関係機関との調整等、特別支援教育コーディネーターの活動が充実できるよう、引き続き人的支援に努めます。

基礎的環境整備の充実にあたって、障がいのある子どもはもとより、すべての子どもが学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業づくりを推進します。

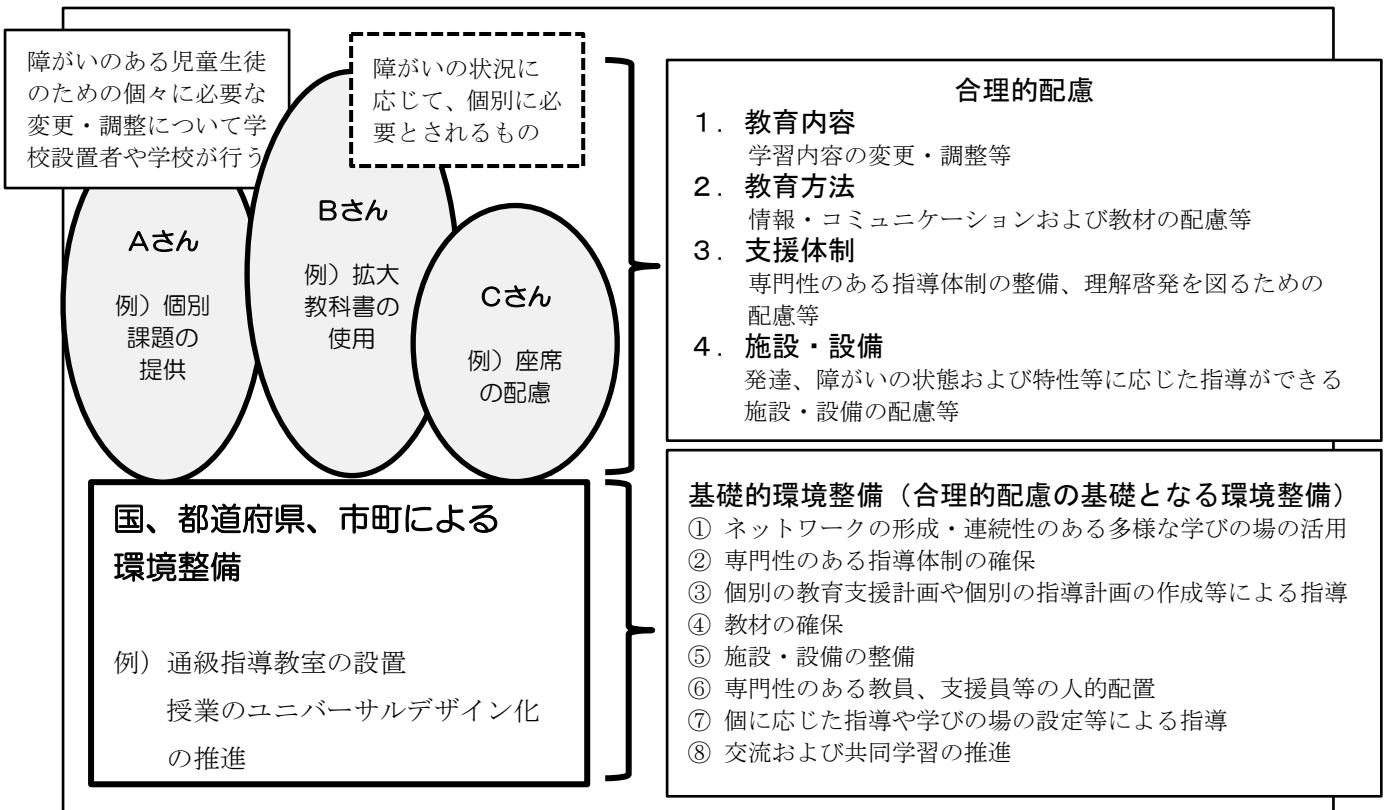
【資料5】義務教育段階の連続性のある「多様な学びの場」

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



出典：文部科学省資料より

【資料6】合理的配慮と基礎的環境整備の関係



出典：文部科学省資料をもとに三重県教育委員会が作成

(5) 発達障がい等のある児童生徒への対応

現状と課題

小中学校の通常の学級には、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が6.5%在籍しているとされています。(平成24年の文部科学省の全国調査による。)また、本県では、高等学校にも発達障がいの可能性のある生徒が1.4%在籍していることが、平成25年の県教育委員会の独自調査から明らかになりました。

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の中には、発達障がいの可能性のある児童生徒が含まれることから、児童生徒の特性や支援方法の理解、授業の工夫等を図る必要があります。

発達障がい等のある児童生徒への支援や対応を進めるためには、まわりの児童生徒の理解や適切なかかわりが必要です。また、支援を必要とする児童生徒の保護者とともに、まわりの保護者の理解を進めることも求められています。

発達障がいのある児童生徒について、特別支援学校のセンター的機能における教育相談の要請が増えていることから、特別支援学校の教員の発達障がいの指導・支援にかかる専門性の向上が求められています。

今後の取組

すべての教員が、発達障がいのある児童生徒の特性や支援方法を理解し、授業の工夫等が図れるよう、事例検討を含む実践的な校内研修を進めます。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任が特別支援教育にかかる校内研修を企画立案し、より充実した校内支援体制づくりにつながるよう専門性の向上を図ります。

小中学校において、発達障がいへの理解を進める学習を行うとともに、保護者への啓発を行うよう、市町等教育委員会を通して働きかけます。また、高等学校においても発達障がいへの理解や支援の充実を図ります。

特別支援学校の教員が、小中学校の通常の学級や高等学校における発達障がい等のある児童生徒へのセンター的機能による支援を十分に進めるため、発達障がいを含む複数の障がい種に対応する専門性の向上を図ります。

3 特別支援学校における教育の推進

(1) 個々のニーズに応じた教育の充実

現状と課題

県内には、16校の県立特別支援学校（分校3校含む）が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門⁹があり、在籍する児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。また、障がいの状態により通学による教育が難しい児童生徒には、訪問教育¹⁰を実施しています。（資料7参照）

特別支援学校では、自立と社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな教育を行っています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数が年々増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあるため、学習環境や教育課程の充実が必要です。（資料8参照）

児童生徒の教育的ニーズを明確にし、系統的な指導を行うために、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、情報の引継ぎを図っていますが、引継ぎの内容をより充実させ、学校、保護者、関係機関等で十分に支援情報が共有されることが必要です。

授業内容や生活上の支援を充実させるために、指導方法を工夫するとともに、教材やコンピュータ等の情報機器や支援機器などを有効に活用することが必要です。

⁹ 教育部門：学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、従来の盲学校・聾学校・養護学校が特別支援学校制度として、一本化されたため、障がい種別で専門的に対応してきた各学校において、その対象となる障がい種別を「教育部門」として表記しています。県内の特別支援学校では単独の教育部門を設置した学校と複数の教育部門を設置した学校があります。

¹⁰ 訪問教育：訪問教育は、重い身体障がいを有する等により、通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭（在宅訪問）、病院及び児童福祉施設等（施設訪問）に教員を派遣して行う教育形態をいいます。

今後の取組

個別の指導計画については、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、自立と社会参加に向けた指導を行うために教員の共通理解のもとで作成します。また、授業や指導の評価を的確に行うことで、指導の充実を図ります。

一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導を進めるために、教育課程の見直しを進めます。見直しに際しては、幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育¹¹の充実、各教科等適切な指導形態の設定等の視点から検討を進めます。

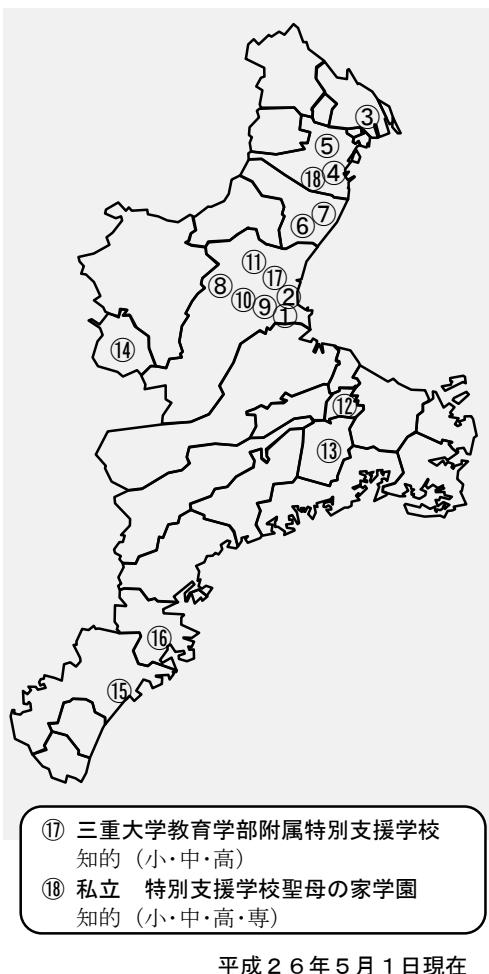
授業の充実のために、指導方法等の検討を進めるとともに、教材や支援機器の効果的な活用ができるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。また、障がいの状態や特性に応じた教材等、特にＩＣＴを活用した教材や支援機器の充実を進めます。

在学中や卒業後の支援を充実させるために、個別の教育支援計画について、本人・保護者や関係機関との共有を図り、継続した支援を促進するとともに、特別支援教育コーディネーターや進路指導担当者等を中心に関係機関との連携を進めます。

¹¹ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

【資料7】県立特別支援学校の教育部門・在籍者数および配置図

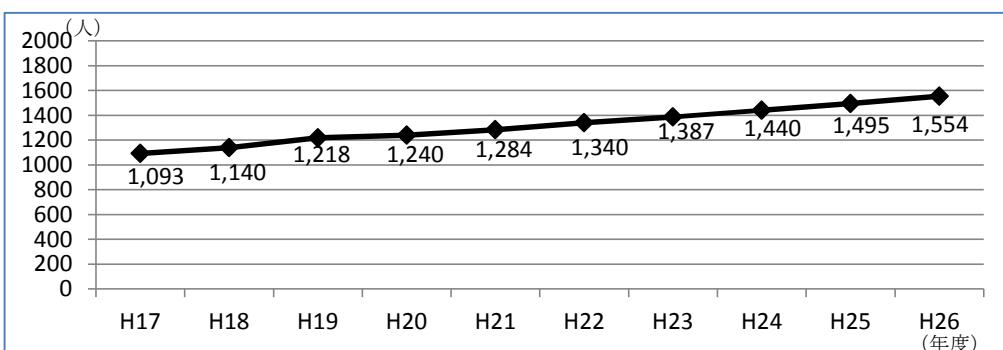
番号	学校名 教育部門（設置学部）	在籍者数 (人)
①	盲学校 視覚（小・中・高・専）	32
②	聾学校 聴覚（幼・小・中・高・専）	105
③	くわな特別支援学校 知的（小・中・高）	132
④	西日野にじ学園 知的（小・中・高）	207
⑤	北勢きらら学園 肢体（小・中・高） [訪]	134
⑥	杉の子特別支援学校 知的・肢体（小・中・高） [訪]	84
⑦	杉の子特別支援学校石薬師分校 知的（高）	81
⑧	稲葉特別支援学校 知的（小・中・高）	143
⑨	城山特別支援学校 肢体（小・中・高） [訪]	85
⑩	城山特別支援学校草の実分校 肢体（小・中・高）	21
⑪	緑ヶ丘特別支援学校 病弱（小・中・高） [訪]	40
⑫	玉城わかば学園 知的（小・中・高）	243
⑬	度会特別支援学校 肢体（小・中・高） [訪]	48
⑭	伊賀つばさ学園 知的・肢体（小・中・高） [訪]	142
⑮	東紀州くろしお学園 肢体（小・中・高） [訪]	30
⑯	東紀州くろしお学園おわせ分校 知的・肢体（小・中・高）	27



視覚（視覚障がい） 聴覚（聴覚障がい） 知的（知的障がい） 肢体（肢体不自由）
幼（幼稚部） 小（小学部） 中（中学部） 高（高等部） 専（高等部専攻科）
訪（訪問教育実施校）

出典：三重県教育委員会調べ

【資料8】県立特別支援学校在籍者数の推移



出典：三重県教育委員会調べ

(2) キャリア教育の推進

現状と課題

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障がい種別、状態、教育歴等は様々であり、卒業後の進路先も、大学や専門学校等への進学、企業就労、福祉事業所等への福祉的就労、医療機関への入院など多岐にわたります。特別支援学校に在籍するすべての幼児児童生徒が、卒業後も地域の中で安心して、自分らしく豊かに暮らしていくよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進する必要があります。(資料9参照)

卒業後の企業就労については、社会状況の変化に伴い、企業における業務内容が変化してきていることから、高等部においては、社会情勢に応じた職業教育の充実に加え、生徒本人の適性に合った職種の選択ができるよう、新たな職域の拡大につながる職場開拓が求められます。

卒業後に福祉事業所を利用する生徒については、基本的生活習慣の確立を図るとともに、地域の中で自分らしく生きていくため、本人の願いや思いを尊重した支援が求められます。

特別支援学校に在籍するすべての幼児児童生徒が、障がいの種別や程度にかかわらず、地域の中で生きていくために、学校が福祉サービス等の社会資源や支援内容について最新の情報を把握し、本人・保護者と共に理解を図るとともに、卒業後の地域生活への円滑な移行が可能となるよう、地域の医療、福祉、労働等関係機関とのさらなる連携が必要です。

今後の取組

地域の中での自立と社会参加に向けて、各発達段階に応じて育てたい能力や態度を考慮した教育内容や教育課程を編成し、幼稚部、小学部から高等部まで計画的・組織的にキャリア教育を進めるとともに、幼児児童生徒の可能性を最大限に引き出し、進路希望を可能な限り実現できるよう、教育内容を充実します。

高等部における企業就労にかかる指導においては、それまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行い、企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます。また、早期からの計画的な職場実習の実施や、働き続けることの意義についての理解や自覚を深める進路学習の実施により、職業観・勤労観を育むなど職業教育を充実し、進路希望の実現を図ります。さらに、卒業後の定着支援について関係機関と情報共有を図ることで、離職せず同じ職場で働き続けられるよう支援します。

卒業後に福祉事業所を利用する生徒にかかる指導においては、本人の願いや思いを受け止められるよう、自己選択・自己決定の機会を増やすとともに、自立的な生活に必要な力を育み、必要な支援を生徒・保護者と一緒に考える姿勢でキャリア教育の充実を図ります。

卒業までに、学校から地域の支援機関へと支援の主体が円滑に移行され、生徒の卒業後の生活が安定して継続できるよう、個別の移行支援計画¹²等を活用し、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めます。

【資料9】県立特別支援学校高等部および高等部専攻科卒業後の進路状況（人）

年度	卒業者数	進学および就労率		福祉関係	医療機関	その他
		進学等	事業所			
H21	206	29.6%		135 (65.5%)	4 (1.9%)	6 (3.0%)
		19 (9.2%)	42 (20.4%)			
H22	212	25.4%		145 (68.4%)	5 (2.4%)	8 (3.7%)
		7 (3.3%)	47 (22.2%)			
H23	225	34.2%		139 (61.8%)	8 (3.6%)	1 (0.4%)
		7 (3.1%)	70 (31.1%)			
H24	248	38.7%		148 (59.7%)	0 (0%)	4 (1.6%)
		10 (4.0%)	86 (34.7%)			
H25	244	34.8%		151 (62.0%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)
		7 (2.8%)	78 (32.0%)			

出典：三重県教育委員会調べ

¹² 個別の移行支援計画：卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための計画であり、個別の教育支援計画の一部である。

(3) 今後のセンター的機能のあり方

現状と課題

特別支援学校では、地域の小中学校や高等学校等からの要請に応じて、教員や関係者向けの特別支援教育に関する研修会の実施や地域の研修会への講師派遣、障がいのある児童生徒の特性に応じた指導・支援、個別の指導計画等の作成にかかる支援や助言等をセンター的機能として実施していますが、相談件数の増加に伴い、地域支援の体制等に課題が生じています。

(資料 10 参照)

地域の小中学校、高等学校等から、発達障がいについての研修を求める声が高まっていることから、特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいのある児童生徒等への指導・支援にかかる研修の実施が求められています。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校を中心としたセンター的機能の役割について検討が必要です。

今後の取組

特別支援学校のセンター的機能を充実するために、それぞれの特別支援学校が、地域支援にかかる情報を相互に共有し、効率的な支援体制や、地域への情報発信の方法等を工夫することで、効果的な支援を進めます。

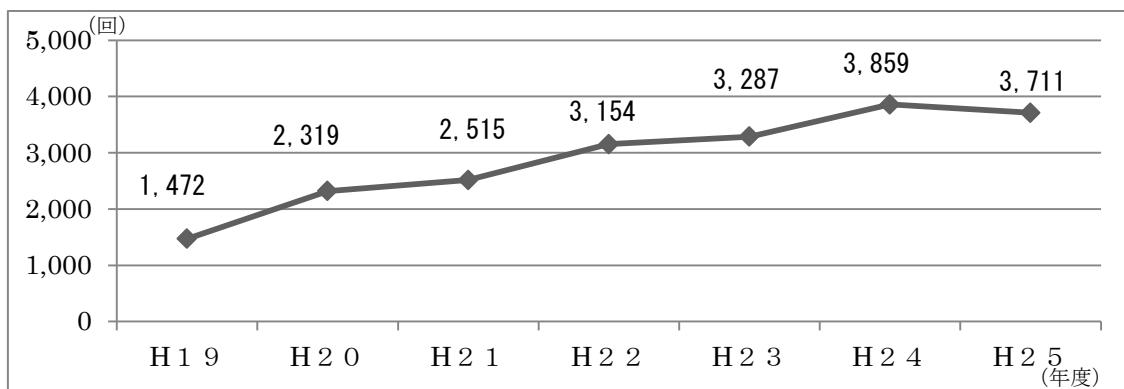
また、小中学校や高等学校の教員等に指導や支援の考え方や方法を伝えることに加え、教員間の協力に基づく組織的な校内支援体制の構築について助言を行うことで、小中学校、高等学校が自校で特別支援教育を推進できる教育力の向上を支援します。（資料 11 参照）

センター的機能による研修会では、特別支援学校における授業研究の取組や研修成果にかかる内容を積極的に地域に発信したり、特別支援学級の授業研究会で助言したりすることで、地域の特別支援教育の啓発と充実を進めます。その際、特別支援学校からの一方的な支援ではなく、お互いがともに専門性を向上させるという視点を大切に取組を進めます。

発達障がいのある児童生徒等への指導・支援について、特別支援学校がこれまで蓄積してきた個別の指導・支援にかかるノウハウを有効に活用することで、小中学校、高等学校等への支援の充実を図ります。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方、および医療機関との連携や県内の特別支援学校間で連携した広域な支援体制について検討を進めます。

【資料 10】県立特別支援学校のセンター的機能に基づく支援件数の推移（合計回数）



出典：三重県教育委員会調べ

【資料 11】特別支援学校のセンター的機能について

特別支援学校学習指導要領には、「各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と示されています。また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方」（平成17年文部科学省中央教育審議会答申）において、センター的機能にとして次の6点について例示されています。

- ① 小中学校の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある児童生徒への施設・設備機能

(4) 交流および共同学習の充実

現状と課題

特別支援学校では、児童生徒の居住地の小中学校に出向いて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ交流および共同学習を実施しています。

交流および共同学習の取組を進めるにあたっては、障がいのある子どもたちが活動しやすい環境を設定するために合理的配慮の充実を図ることが必要です。

交流および共同学習の機会が増えることにより、児童生徒の交流への参加体制および受入れの仕組みを検討するとともに、実施回数や教員の引率体制についての調整が必要です。（資料 12 参照）

今後の取組

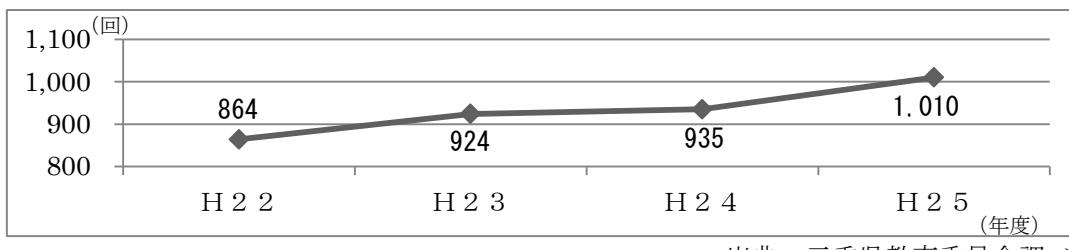
インクルーシブ教育システムの構築を推進するうえで、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限りともに学ぶことができる場面の一つとして交流および共同学習を進めます。

取組にあたっては、教材や支援方法等を充実させ、合理的配慮を提供することで、障がいのある子どもが充実した時間を過ごし、十分活動できるようになります。また、場や時間を共有するだけでなく、ともに学ぶという視点を大切に取組を進めます。

交流および共同学習を通して、障がいのある子どもが経験や生活の幅を広げるとともに、障がいのない子どもが障がいのある子どもへの理解を深め、豊かな人間性の育成を図ることにより、共生社会の形成を進めます。

学校間の授業の調整などを図り、計画的で効果的な交流および共同学習の実施について検討します。

【資料 12】県立特別支援学校の交流および共同学習の実施回数の推移



(5) 医療的ケアの取組

現状と課題

特別支援学校では、児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあり、日常的に医療的な援助を必要とする医療的ケアの対象となる児童生徒についても重度化が進んでいます。

看護師資格を持つ常勤講師（以下単に「看護師」という。）および教員が連携・協力して、医療的ケアを実施することで、児童生徒が体調の安定した状態で教育活動に参加し、継続的に学習できる体制の整備を進めるとともに、付添う保護者の負担軽減を図っています。（資料 13 参照）

安全で安心な医療的ケアの実施を進めていますが、継続的に取り組むためには、看護師および教員が医療的ケアに関する知識と技能を不斷に高める必要があります。

今後の取組

医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるように、保護者、看護師、教員と医師等関係者が連携・協力し、医療的ケアを安全に実施できるサポート体制の充実を図ります。

安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、学校と調整を図りながら、今後も看護師の適正な配置を進めます。

看護師および教員が、安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケアに関する知識と技能を高める研修会等を計画的に実施します。

【資料 13】医療的ケアについて

「喀痰吸引」や「経管栄養」など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して、「医療的ケア」と呼んでいます。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校において、看護師資格を持つ常勤講師および指定の研修を修了した教員が医療的ケアを実施しています。

（6）盲学校および聾学校のあり方

現状と課題

盲学校および聾学校については、それぞれ県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、小中学校等への専門的な支援を行っています。さらに、乳幼児期からの教育相談の実施等、特別支援学校としてのセンター的機能を十分発揮できるよう、支援の方法等についても検討を進める必要があります。

聾学校では、企業就労における職種と設置学科の教育内容をマッチさせるため、平成26年度に高等部に「ライフデザイン情報科」を設置し、理容科を廃止しました。今後も、社会状況や就労の実態等に即した教育内容、教育課程や学科について検討する必要があります。

盲学校では、高等部専攻科の生徒の占める割合が高いことから、学校での専門資格の取得など、教育と福祉との本来的な機能の分担を含め、今後の方向性について検討する必要があります。

今後の取組

県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、より専門性の高い支援を行うため、教育内容やセンター的機能の充実を図ります。また、これらの障がいに対応した通級の機能の活用について検討を進めます。

視覚障がい、聴覚障がいの両教育部門とともに、社会状況等の変化により、就労先の職種も従来と変化しつつあることから、必要に応じて教育課程や学科の改編を進めるとともに、福祉分野との連携においても、教育の本来的な役割について検討します。

4 小中学校における特別支援教育の推進

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

現状と課題

平成24年の文部科学省の全国調査では、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は、小中学校の通常の学級において、6.5%在籍していることから、適切な指導・支援を行う必要があります。

また、平成25年の県教育委員会の独自調査では、通常の学級における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成率が低位である実態が明らかになり、支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進めることができます。(資料19参照)

通常の学級に在籍する発達障がいを含むすべての障がいのある児童生徒について、卒業までの一貫した支援が行えるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、効果的な指導方法を確立させるとともに、支援にかかる情報として引き継いでいくことが必要です。

特別な支援を必要とする児童生徒には、視覚情報の活用や授業の組立などを工夫することで効果的な指導が可能になることから、授業のユニバーサルデザイン化を図るなど、学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業への改善を図ることが必要です。

通常の学級における特別支援教育を推進するためには、特別な支援を必要とする児童生徒にかかわる教員が、障がいの特性や支援について理解を深めすることが求められます。また、まわりの児童生徒に加え、保護者の理解を深めることも必要なことから、特別支援教育にかかる理解啓発を図り、地域の協力を得て効果的に特別支援教育を推進できる支援体制の構築が必要です。

今後の取組

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を進め、本人・保護者と情報を共有するとともに、すべての教員が、障がいの特性に応じた指導目標や配慮する事項について理解を深めることで、指導・支援の充実を進めます。

また、児童生徒の情報や支援方法について、小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めるとともに、児童生徒の将来を見通した進路指導を行います。

個々のニーズに応じた効果的な指導・支援が可能となるよう、見通しを持たせた授業構成や教材の工夫、I C Tを活用した教材や支援機器の充実を進めます。また、授業のユニバーサルデザイン化を図ることにより、特別な支援を必要とする児童生徒を含むすべての児童生徒が学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業の改善を進めます。

特別な教育的支援や教育的ニーズに応じた効果的な学習活動や指導方法を充実させ、校内において指導・支援にかかる情報を共有し、教員間の協力体制を構築するとともに、特別支援教育にかかる理解や専門性の向上を図るなど、各校における組織的な支援体制の構築と教育力の向上を進めます。

特に就学後に課題が明らかになることが多い学習障がい（LD）¹³については、できるだけ早期の課題の把握に努めます。

障がいのない児童生徒が、障がいのある児童生徒との相互理解を深めるために、さまざまな授業や交流および共同学習を通して児童生徒相互の理解を深める取組を進めます。

また、県および市町等教育委員会のW e bページの充実を図ることや理解啓発にかかるリーフレットの活用により、児童生徒や保護者を含む県民全体への特別支援教育に関する情報の提供を進めます。

¹³ 学習障がい：学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態。LDは、Learning Disabilityの略語。通級の対象となる障がいの程度については、P25【資料14】参照。

(2) 通級による指導の充実

現状と課題

県内では、言語障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）¹⁴、難聴等に対応した通級指導教室が設置されており、通級による指導の形態には、自校通級、他校通級、巡回指導があります。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障がいの状態に応じた指導を行うことで、言語面の改善、ソーシャルスキルの習得等の効果を上げています。このような状況により、通級による指導のニーズは増加しており、指導を受けている児童生徒は増加傾向にあります。（資料14～16参照）

通級指導教室の設置数は、小学校に比べ中学校が少ない現状にあります。また、他校通級の場合、移動による負担や学習時間の保障に課題があります。

通級による指導を進めるにあたり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の情報共有をはじめ、担当教員間や学校間、保護者との連携強化が求められます。

通級指導教室を担当する教員には、自校・他校を問わず、対象となる児童生徒一人ひとりの実態を適切に把握するためのアセスメントの力、最適な指導方法を選択・実践できる力、対象となる児童生徒が通常の学級で過ごすための合理的配慮を提示できる力などが求められることから、担当教員の育成やスキルアップに課題があります。

今後の取組

通級指導教室で学ぶ児童生徒が、充実した学校生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた「学び方」を身につけるための指導の充実を図ります。

通級による指導の効果が、通常の学級における指導に活かされるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を図るとともに、担当教員間、学

¹⁴ 注意欠陥多動性障がい：おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである集中力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態。ADHDは、Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略。通級の対象となる障がいの程度については、P25【資料14】参照。

校間および保護者との情報共有と連携を進めます。

通級指導教室を担当する教員には、アセスメント、幅広い指導方法、学級担任への指導・助言など、高度な専門性が求められることから、担当教員の指導・支援にかかる教育力の向上を図ります。

通級による指導は、インクルーシブ教育システムを構築する上で、連続性のある多様な学びの場のキーポイントとなる指導形態と考えられることから、市町等教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実について検討します。

【資料 14】通級による指導における障がいの種類および程度について

言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、 病弱者及び 身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

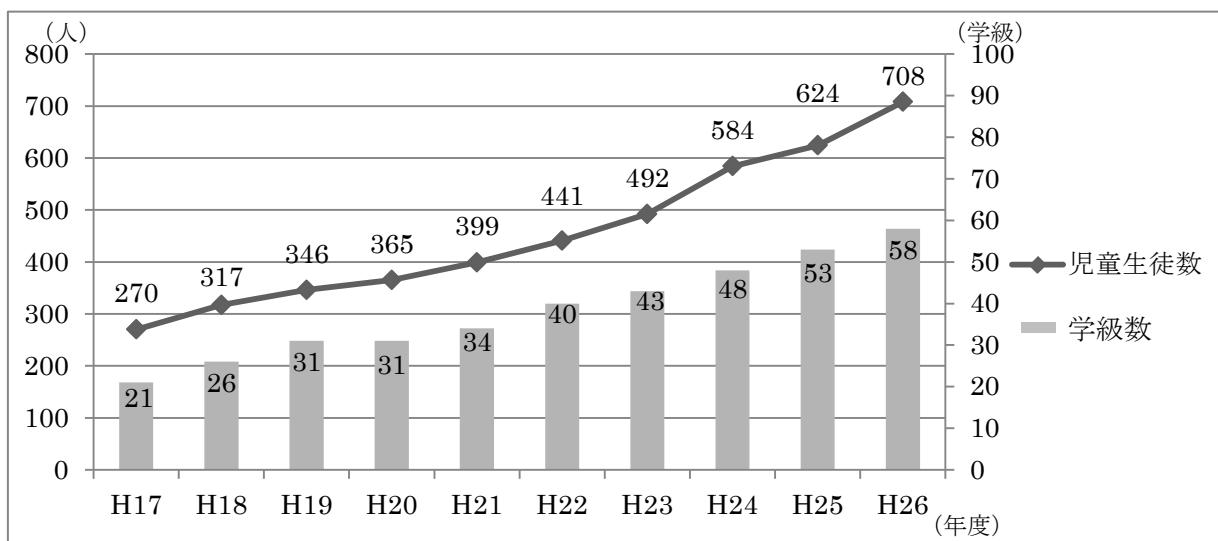
出典：文部科学省資料をもとに三重県教育委員会が作成

【資料 15】通級による指導の形態について

指導の形態	実施の概要
自校通級	在籍している学校において、その学校の教員から指導を受けること
他校通級	在籍している学校以外へ行き、その学校の教員から指導を受けること
巡回指導	在籍している学校において、他の学校の教員から指導を受けること

出典：平成 25 年度通級による指導実施状況調査（文部科学省）の説明より

【資料 16】三重県の公立小中学校における通級指導教室在籍者数および設置学級数の推移



出典：三重県教育委員会調べ

(3) 特別支援学級における教育の充実

現状と課題

県内の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していることから、特別支援学級の設置の拡充に努めてきましたが、今後も特別支援学級にかかる児童生徒の状況を把握し、適切な学級設置を進める必要があります。また、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあり、より適切な指導・支援が必要です。(資料 17 参照)

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進め、活用を充実するとともに、児童生徒の障がいの特性に対応した教育課程を編成し、途切れのない継続した指導を行うための校内体制の工夫を図る必要があります。

児童生徒の教育的ニーズに的確に応える教育内容を実施するため、進級や進学の際に、十分な引継ぎを行う必要があります。

今後の取組

障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を進め、児童生徒一人ひとりの障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ります。

教育課程の編成にあたっては、学級の実態や児童生徒の障がいの特性を踏まえ、実情に合った教育課程の検討を進めます。その際、特別支援学校学習指導要領を参考とできるよう、特別支援学校のセンター的機能による助言を活用します。(資料 18 参照)

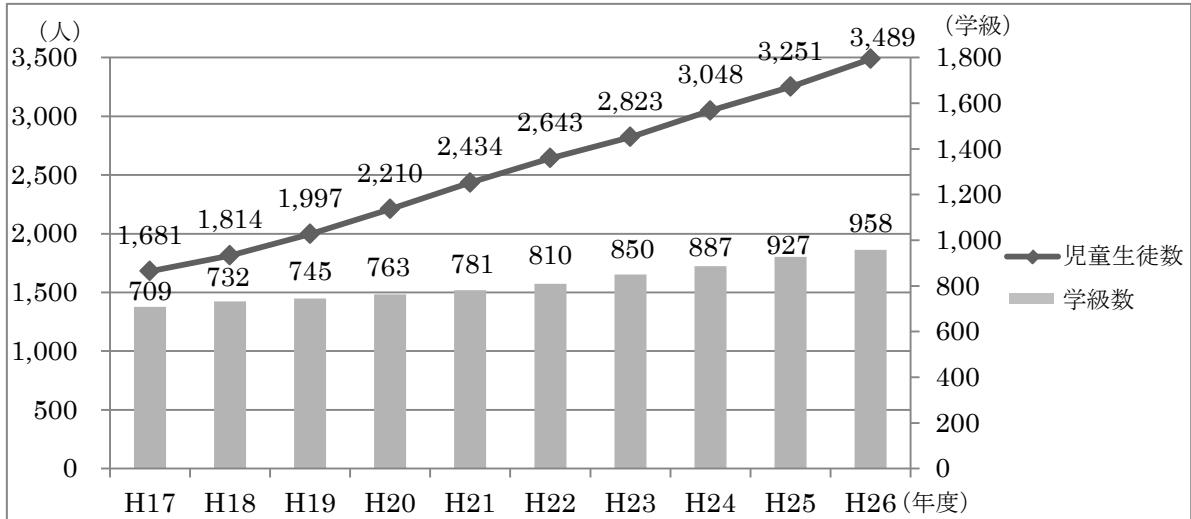
また、通常の学級との交流および共同学習を計画的に実施し、学習活動に参加している実感・達成感を持てるよう十分な合理的配慮が提供できるような調整を図ります。

進級時や進学時に、支援にかかる情報や系統的な指導内容を途切れなく引き継げるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画等の活用を図るとともに、各校において教員の計画的な配置についての工夫を検討します。

また、市町等教育委員会と連携を図りながら支援にかかる情報の引継ぎ体

制の構築に努めるとともに、今後も適切な特別支援学級の設置について検討します。

【資料 17】三重県の公立小中学校特別支援学級在籍者数および設置学級数の推移



出典：三重県教育委員会調べ

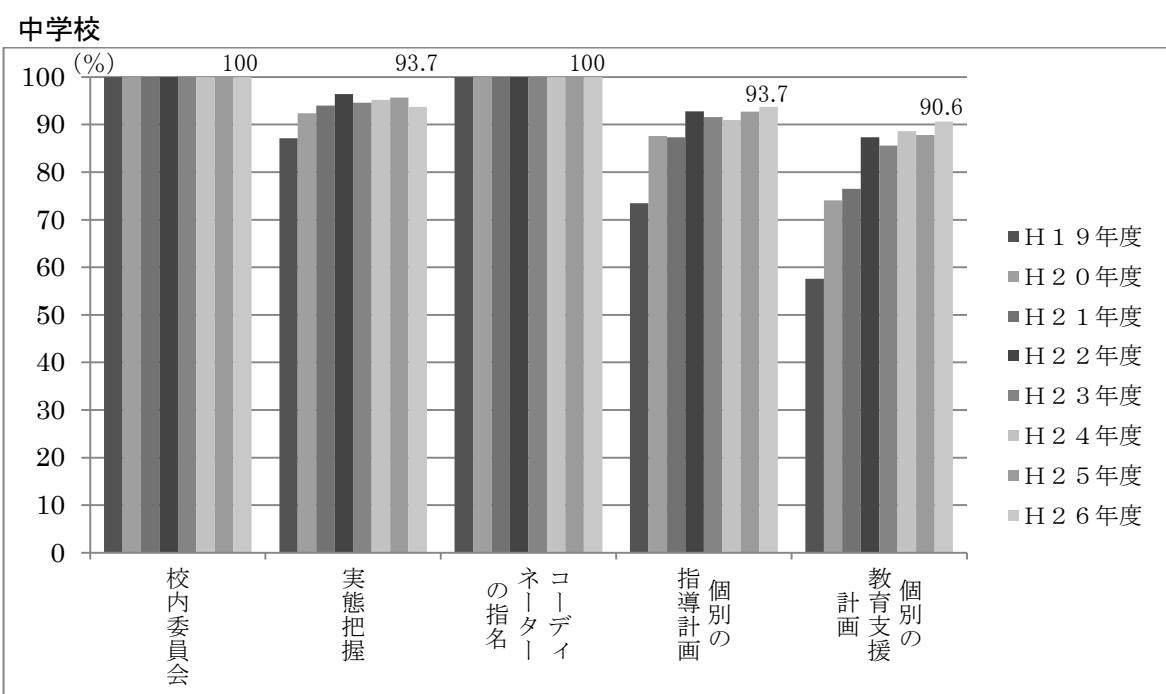
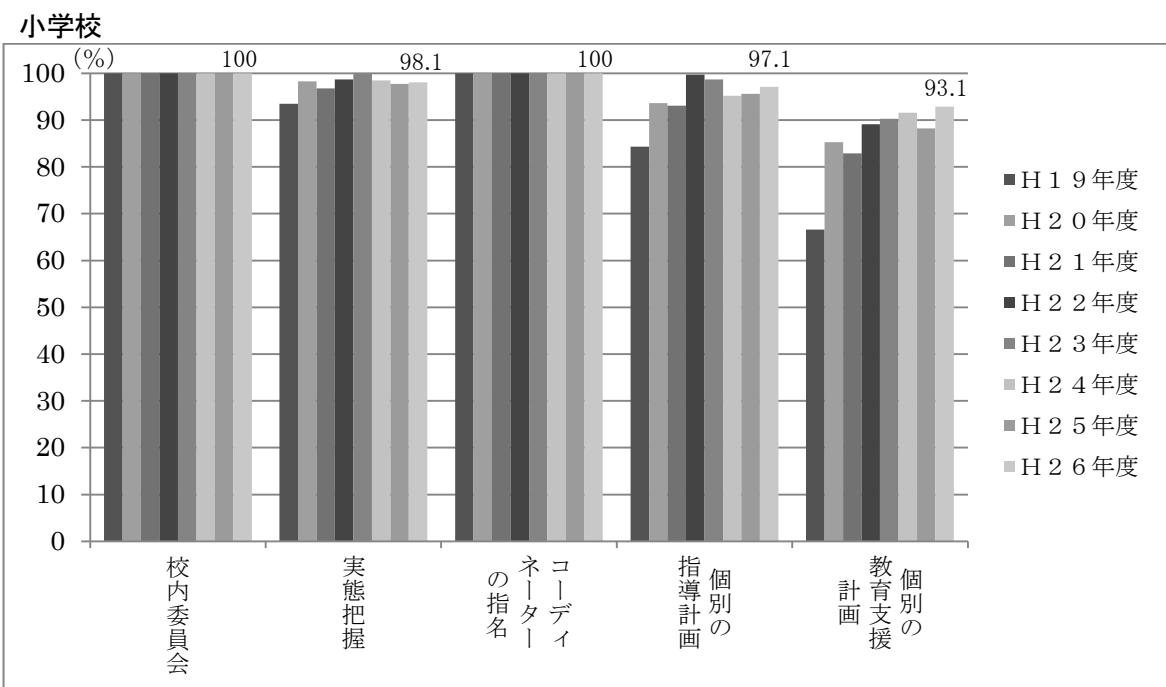
【資料 18】特別支援学級における特別の教育課程の編成について

小学校学習指導要領解説総則編には、特別支援学級における特別の教育課程の編成について次のような記載があります。

「特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。」

なお、中学校学習指導要領解説総則編にも同様の記載があります。

【資料 19】三重県の公立小中学校における体制整備状況



出典：平成 26 年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）
グラフ上の数値は、H26 年度の割合 (%)

※体制整備状況調査の項目について

調査項目	項目の説明
校内委員会	学校内に置かれた発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握および支援のあり方等について検討を行う委員会。 調査では、各校において校内委員会、または同等な機能を持った委員会の設置の有無について回答している。
実態把握	在籍する児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を確かめること。 調査では、各校における実態把握の実施の有無について回答している。
コーディネーターの指名	「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月文部科学省）では、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」が示されている。 調査では、各校における特別支援教育コーディネーターの指名の有無について回答している。
個別の指導計画	調査では、各校における個別の指導計画の作成の有無について回答している。1名でも作成していれば、有りとして数値化される。
個別の教育支援計画	調査では、各校における個別の教育支援計画の作成の有無について回答している。1名でも作成していれば、有りとして数値化される。

出典：特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）「調査項目の概要」をもとに作成

5 高等学校における特別支援教育の推進

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

現状と課題

高等学校にも発達障がいの可能性のある生徒を含め、特別な支援の必要な生徒が在籍しています。平成25年の県教育委員会の独自調査では、高等学校における発達障がいの可能性のある生徒の在籍率は、1.4%でした。発達障がい等、特別な教育的支援を必要とする生徒にかかる支援要請が増加していることから、生徒の指導・支援についての対応が大きな課題となっています。

県立高等学校では、全校で特別支援教育コーディネーターが指名されており、校内委員会等で支援を必要とする生徒の指導・支援について情報共有を図っていますが、発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制作りや校内委員会の充実が求められています。その一方で、特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育を中心的に担う教員の時間的な負担が課題となっています。

高等学校の教員の特別支援教育や、発達障がい等の知識についての理解は進みつつありますが、実際の指導・支援にあたっては、生徒の課題を把握し、その知識や技能を活用することが求められます。

高等学校に在籍する障がいのある生徒の就職が厳しい状況となっており、特に発達障がい等で、障がい者手帳を所有していない生徒は、障がい者雇用¹⁵の対象とならないことから、就労先の確保が課題となっています。

共生社会の形成に向けて、特別支援学校等との交流および共同学習について取組を進める必要があります。

¹⁵ **障がい者雇用**：事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務が、障害者雇用率制度により定められています。この制度の雇用対象は障がい者手帳を所有している者となります。民間企業の法定雇用率は2.0%で、従業員50人以上の企業が対象となります。また、国、地方公共団体等は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%と定められています。

今後の取組

発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制づくりや、特別支援教育に関する校内委員会の整備について、特別支援学校のセンター的機能や外部人材による研修、特別支援教育コーディネーター研修等を活用し、学校間や関係機関との情報共有を図りながら体制の整備を進めます。

発達障がい等のある生徒の指導・支援については、特別支援教育コーディネーターのみでなく、関係する教員が積極的にかかわることが重要であることから、校内で特別支援教育にかかる理解の浸透を図るとともに、人的配置について検討します。

発達障がいのある生徒に加え、聴覚障がいや肢体不自由等の多様な障がいのある生徒への合理的配慮の提供や、施設のバリアフリー化等の整備を進めるとともに、いわゆるメンタルヘルスに課題があり、学校生活に特に配慮の必要な生徒への対応について検討します。あわせて、県教育委員会事務局内に高等学校から特別支援教育について相談できる仕組みづくりを検討します。

高等学校入学後の早い段階から、一人ひとりの障がいの特性に応じて指導方法を工夫し、実践的体験を実施することにより、社会生活を送るうえで必要なスキルの獲得を進めます。また、生徒自身の障がいへの気づきや、障がい受容を促す取組を進め、社会的・職業的自立に向けたキャリア形成を図ります。

発達障がい等のある生徒の就職等の支援については、特別支援学校の支援方法を参考にして取組を進めます。また、企業訪問等を通して、就職や雇用等についての理解啓発を進めます。

発達障がい等のある生徒が学校生活や社会生活を送るためにまわりの生徒の理解が大切なことから、特別支援学校等との交流および共同学習等を通して、高等学校の生徒が障がい者に対する理解を深める取組を進めます。

【資料 20】「高等学校支援ハンドブック」について

県教育委員会では、高等学校における発達障がい等のある生徒の指導・支援を進めるため、平成 25 年度に「高等学校支援ハンドブック」を作成し、県立高等学校教員に配付しました。このハンドブックには、発達障がいのある生徒を含めた高等学校での支援のための体制整備、指導・支援のあり方について、また、発達障がい支援員が対応した経験に基づいた進学、就労などでの課題を想定した事例を掲載しています。ハンドブックの活用により、指導・支援の内容の充実や関係機関との連携を進めることで、支援を必要としている生徒の自立と社会参加につなげます。

なお、ハンドブックは、県教育委員会特別支援教育課 Web ページからダウンロードできます。

http://www.pref.mie.lg.jp/SHIENKYO/HP/siryou/koukoushien_handbook.pdf

（2）個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

現状と課題

発達障がい等のある生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進める必要があります。また、出身中学校からの個別の指導計画や個別の教育支援計画の引継ぎ、保護者からのパーソナルカルテ等の引継ぎが十分でないという課題があります。そのため、中学校からの支援にかかる情報の引継ぎを確実に行えるシステムについて検討が必要です。

中学校の通常の学級に在籍する支援の必要な生徒について、保護者が自分の子どもの障がいの受容や障がい特性の理解を十分にできていない場合があることから、子どもの情報を進学先や進路先に引き継ぐことの有効性について理解を深めることが必要です。

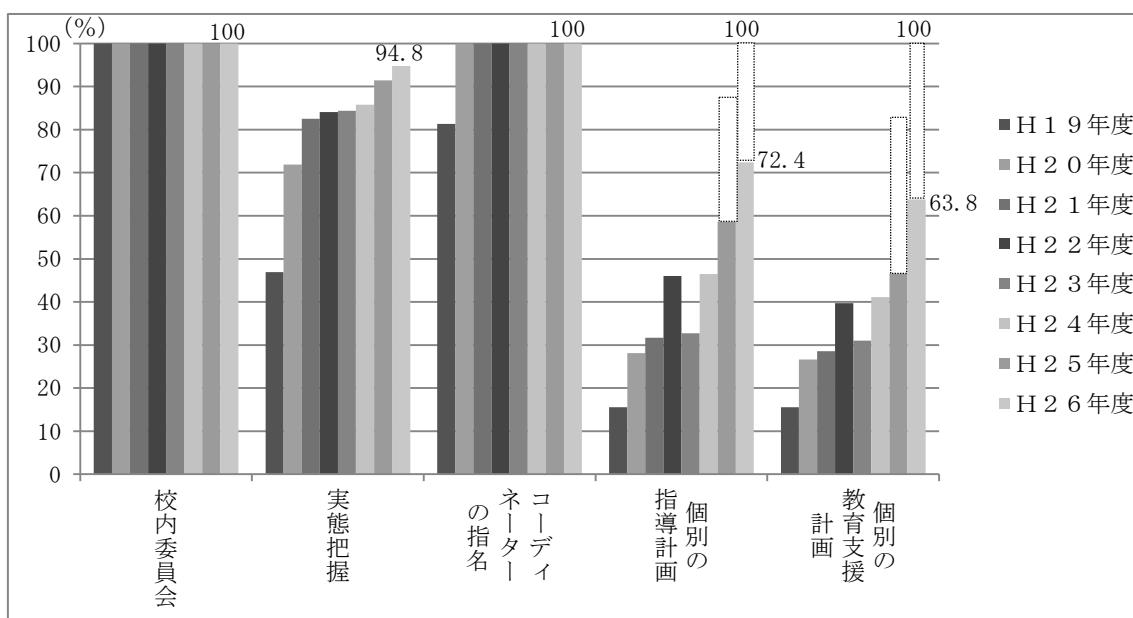
今後の取組

中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎを確実に行えるよう、市町等教育委員会と課題を共有し、継続した支援を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターや進路指導担当者等を中心に関係機関との連携を進めます。

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進めるとともに、授業や学校生活、進路指導における十分な活用につながるよう、外部専門家や特別支援学校のセンター的機能の活用による指導・助言を充実させます。

個別の指導計画の作成にあたって、指導・支援にあたる教員が、本人・保護者と指導目標や配慮事項について共通理解を図り、具体的な支援や進路指導における活用に結びつけることで、情報の引継ぎの有効性について本人・保護者の理解を促します。

【資料 21】三重県立高等学校における体制整備状況



出典：平成26年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）

※ □は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す

グラフ上の数値は、H26年度の割合 (%)

(3) 教育課程と授業の充実

現状と課題

高等学校では、その目的・目標を達成する教育を行うため、単位の修得が必要ですが、発達障がい等のある生徒については、授業において、障がいの特性に配慮し、持てる力を十分に發揮できるよう、多様な教科・科目の選択が可能な教育課程の編成や評価方法等の研究が必要です。（資料 23 参照）

発達障がい等のある生徒の学習上の困難を軽減するため、障がいの特性に応じた I C T を活用した教材や支援機器の活用が求められます。また、発達障がい等のある生徒をはじめ、どの生徒にも分かりやすい授業づくりを進めるために、授業のユニバーサルデザイン化が必要です。

今後の取組

高等学校における特別支援教育の充実に向けて、今後の国の動向も視野に入れながら、生徒の実態に即して多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成や、教科指導の配慮や工夫、評価方法等を検討します。

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を促進・充実することにより、個々の生徒のニーズに応じた指導内容や指導方法を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行いうよう取組を進めます。

また、発達障がい等のある生徒の指導にあたっては、視覚情報の活用等により授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、I C T を活用した教材や支援機器による効果的な指導について検討します。

【資料 22】学習指導要領の障がいのある生徒の指導における配慮事項等について

小中学校では、学校教育法により特別支援学級についての規定がありますが、高等学校については、この規定が示されていません。

一方、高等学校学習指導要領には、「地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定科目、学校設定教科が設けることができる」ことが示されています。また、「学校において、特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。」「障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」が、記載されています。

さらに、学校相互の連携や交流として「高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒などの交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。」と、示されています。

6 教員の専門性の向上

現状と課題

特別な支援を必要とする児童生徒がどの学校にも在籍している中、インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、特別支援教育の推進が必要なことから、すべての学校において、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることに加え、障がいのない子どもやその保護者の理解が得られる力を備えていることが求められます。

小中学校の通常の学級や高等学校に発達障がいの可能性のある児童生徒が在籍していることから、担当する教員は、発達障がいの特性や基本的な支援方法を理解し、日常の学校生活や授業の様子から支援の必要性に気づく力が求められています。その上で、必要に応じて個別の指導計画を作成するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制の構築が必要です。

通級指導教室を担当する教員は、自校・他校を問わず、対象となる児童生徒一人ひとりの実態を適切に把握するアセスメントの力と、最適な指導方法を選択・実践できる力が求められます。加えて、対象となる児童生徒が通常の学級で過ごすための合理的配慮の提供について、児童生徒にかかる教員に指導・助言できる力が求められます。

特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、担当する教員は、学級の年間指導計画に基づき、一人ひとりの児童生徒の個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、個々の実態に配慮した授業を計画的に実施できる力が求められます。また、児童生徒の交流学級の担任教員と連携しながら、交流学級における学習内容と特別支援学級における学習内容を整理し、適切に評価する力が求められます。

特別支援学校の教員は、各校の教育部門（障がい種別）に対応するための専門性の高い教育を進める力が求められます。加えて地域の小中学校等を対象にした教育相談等のセンター的機能を発揮する力が求められますが、特に発達障がいにかかる支援についての要請が増えていることから、自校

の教育部門にかかる専門性に加えて、発達障がいに対応できる専門性が求められます。

特別支援教育コーディネーターは、該当する児童生徒の担任教員と連携して、個別の教育支援計画を作成する力や校内の関係する教員から得られる情報を整理し、校内委員会を運営するなど、校内の特別支援教育をコーディネートする力が求められます。さらに医療、福祉等の多様な行政サービスがあることを把握した上で、状況に応じて地域の関係機関と連携する力が求められます。

校内における特別支援教育の推進については、校長が特別支援教育の視点を持って学校運営に取り組み、リーダーシップを発揮して校内体制を整備することが求められます。

多様な学びの場を充実させるために、特別支援教育にかかる専門性および授業力の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上について検討する必要があります。

今後の取組

小中学校、高等学校においては、校内委員会やケース検討会、研修会を定期的に開催することで、児童生徒の情報を共有し、児童生徒の障がいの特性や支援方法に対する共通理解を深め、授業内容の工夫・改善に役立てることのできる体制づくりを働きかけます。

特別支援教育コーディネーターについては、研修の機会を保障して最新の情報が提供されるようにするとともに、各学校の校内体制の中で専門性が継承できるよう、担当者の配置等に工夫しながら、人材育成を図ります。

特別支援学校ではセンター的機能を発揮して、研修会や小中学校等への教育相談を実施し、地域の特別支援教育の推進と専門性の向上を支援します。また、小中学校、高等学校の教員が特別支援学校の授業を体験する機会を設けたり、授業研究や研修成果の還流等を積極的に地域に発信したり、発達障がいを含むさまざまな障がい種に対応した研修を実施したりすることで、特別支援教育に対する理解を深めます。

小中学校や高等学校の教員を対象に、発達障がいの指導・支援にかかる研修会を実施するとともに、国や関係機関、関係団体の開催する研修会や講習会への参加について周知を図ります。

教員養成段階で特別支援教育にかかる単位の履修やケース検討が積極的に行われるよう、大学等教員養成機関との連携を深めます。

大学等と連携し、認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。

経験豊富な退職教員等の活用により、知識を実践力として活用できる人材を育成し、教育実践のノウハウを継承できる取組を進めます。

校内における特別支援教育のさらなる推進について、校長は、継続性のある指導や、教員の専門性の向上が図られるよう、校内体制の整備を進めます。また、特別支援教育コーディネーターと連携しながら、関係機関との連携を図り、支援の必要な児童生徒への指導・支援を充実させます。

【資料 23】特別支援教育における校長の役割について

「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月文部科学省初等中等教育局長）の中で、校長の責務について、以下のように示されています。

「校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等*を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。」

*「次に述べる体制の整備等」については、以下のように示されています。

- ・「各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。」
- ・「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」
- ・「また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。」

この他に、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用、「個別の指導計画」の作成、教員の専門性の向上についても体制の整備及び必要な取組として記載されており、特別支援教育を推進していくために、校長の果たす役割は重要です。

7 特別支援学校の整備

(1) これまでの計画に示された整備について

特別支援学校の整備については、平成20年3月に「県立特別支援学校整備第一次実施計画」を、平成25年3月には「第二次実施計画（改定）」を策定し、平成26年度までの整備を進めてきました。

「第二次実施計画（改定）」に示された以下の整備について、平成27年度以降も引き続き取組を進める必要があります。

- 熊野市立有馬小学校および木本小学校の施設を借用している特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備について、平成29年度の移転開校を目指し、新たな施設の整備を進めます。
- 特別支援学校玉城わかば学園の教室不足を解消するため、平成29年度の開校を目指し、知的障がいに対応する松阪地域特別支援学校（仮称）の整備を進めます。
- 草の実リハビリテーションセンターおよび小児心療センターあすなろ学園を「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体整備することに伴う、新たな特別支援学校の整備を進めます。「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の平成29年度の開院にあわせて開校します。
- 盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎の統合整備について、寄宿舎の集団生活による効果の確保、それぞれの障がいの特性、配置のバランスや防災面に配慮し、統合のあり方や組合せについて検討を進めます。

(2) 今後の整備について

① 特別支援学校の適正な配置

現状と課題

県内全域に特別支援学校を適正に配置するため、障害保健福祉圏域¹⁶ごとに特別支援学校の設置を進めてきました。

しかし、市町村合併による行政区画の変更に伴う通学区域の不均衡や、通学区域が広範囲にわたる学校があるため、一部地域に居住する児童生徒については、通学に長時間を要しています。

また、一部地域の特別支援学校において児童生徒数が増加していることから、教室数の不足等、施設の狭隘化への対応が求められます。

今後の取組

通学区域については、福祉サービスの継続や関係機関との連携に十分配慮したうえで、地域の状況を考慮した対応について検討を進めます。

また、できる限り身近な地域で障がいの特性に応じた専門性の高い教育を受けることができるよう、教育形態等について検討します。

児童生徒数が増加している特別支援学校については、児童生徒数の推移や学校の施設・設備の状況を考慮するとともに、通学区域における人口の増減や福祉体制の整備状況等、地域の特性についても十分配慮したうえで、今後の整備のあり方について検討します。

各特別支援学校の教育部門については、これまでの整備の方向性にもとづいて現行の教育部門を継続することを基本とし、障がい種別に対応した施設・設備等の教育環境の充実について検討します。

¹⁶ 障害保健福祉圏域：市町だけでは対応が困難である広域的な施策として、専門的な相談・助言を行う障がい者地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、県が複数市町を含む広域的圏域として保健福祉事務所の管轄区域ごとに設定しています。

② 特別支援学校の教育諸条件にかかる整備

現状と課題

特別支援学校については、昭和54年の養護学校義務制の前後に建築や整備された校舎があり、老朽化が進んでいることから、計画的な施設の改修・修繕等の必要があります。

児童生徒の安全な通学手段の確保と保護者の負担軽減を図るため、スクールバスを配備（平成26年度は13校に通学用スクールバス42台を配備）していますが、購入から10年以上経過した車両については、老朽化や故障に対応するとともに、安全な運行を維持するため計画的な整備を検討する必要があります。

また、児童生徒数の増加に合わせてスクールバスの配備等についても検討する必要があります。

今後の取組

特別支援学校の施設の改修・修繕等については、老朽化した施設の改修や設備の更新を計画的に進めるとともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応できる教育環境の充実を図るなど、児童生徒の実態に応じた整備について検討します。

スクールバスについては、計画的に車両の更新を図るとともに、合理的・効率的な配備について検討します。